

川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における事務事業の円滑な運営を確保するため、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員(以下「非常勤嘱託員」という。)の職、任用及び勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 非常勤嘱託員とは、川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)の適用を受ける職員(以下「正規職員」という。)で、平成3年度以降定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者(各局が定める川崎市非常勤嘱託員に関する要綱の適用を受ける者を除く。)のうち、非常勤の職の職員として第4条第1項に定める職に任用されている者をいう。

(職名)

第3条 局長等(川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第1条の規定により設置されたこども本部の長並びに区長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者をいう。)は、特に必要と認める場合には、総務局長に協議の上、非常勤嘱託員について職務上必要な呼称を定めることができる。

(職及び任用数)

第4条 非常勤嘱託員の職は、総務局長が指定する職とする。

2 非常勤嘱託員の任用数は、総務局長が別に定める。

(任用)

第5条 非常勤嘱託員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、選考の上、市長が任命する。

(1) 正規職員を退職する前の勤務成績が良好であること。

(2) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。

(3) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

(任用期間)

第6条 非常勤嘱託員の任用は、原則として5月1日からとし、その期間は1年以内とする。

2 次の要件を備えている非常勤嘱託員について、その任用を4回に限り、更新することができる。ただし、満65歳に達した日以後における更新はできない。

(1) 任用期間内の勤務成績が良好であること。

(2) 前条第2号及び第3号に該当すること。

3 市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した非常勤嘱託員を再度任用することができる。

(任用条件の明示)

第7条 非常勤嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(解職)

第8条 非常勤嘱託員が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その職を解くことができる。

(1) 非常勤嘱託員が退職を願い出た場合

(2) 勤務成績が良好でない場合

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(4) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(服務)

第9条 非常勤嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 非常勤嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

- 3 非常勤嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は非常勤嘱託員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 非常勤嘱託員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、非常勤嘱託員の服務については正規職員の例による。

(勤務日、勤務時間等)

第10条 非常勤嘱託員の勤務日は、原則として、1週間について5日以内とし、勤務時間は、1日について休憩時間を除き7時間45分以内、1週間当たりの勤務時間は29時間以内とし、その割振りは別に定める。

- 2 非常勤嘱託員の休憩時間は、正規の勤務時間が6時間を超える場合においては、所定の勤務時間の途中で原則として1時間置くものとし、その割振りは別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職の非常勤嘱託員の勤務日、勤務時間及びその割振り並びに休憩時間については、別に定める。

(休日)

第11条 休日は1週間について1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えるものとし、当該休日は別に定める。

(年次有給休暇)

第12条 非常勤嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与する。ただし、任用期間が1年に満たないときは、任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与する。

- 2 第6条第2項及び第3項の規定に基づき、任用が更新された場合において、更新前(直近1年に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった年次有給休暇については、更新後1年に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第13条 非常勤嘱託員に対して、次の事項に該当する場合に特別休暇を付与することができる。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合
- (2) 地震、水害、火災その他の災害による非常勤嘱託員の現住居の滅失又は損壊
- (3) 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭
- (5) 選挙権その他公民としての権利の行使
- (6) 忌引
- (7) 骨髄移植のための骨髄液の提供
- (8) 夏季における健康保持
- (9) 負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)
- (10) 非常勤嘱託員の出産
- (11) 女性非常勤嘱託員の生理
- (12) 非常勤嘱託員の育児
- (13) 子の看護
- (14) 短期の介護
- (15) 嘱託員の介護
- (16) 妊産婦である女性嘱託員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
- (17) 妊娠中の女性嘱託員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

(18) 妊娠中の女性嘱託員が、当該女性嘱託員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

- 2 前項第1号から第9号までの特別休暇は、有給とする。
- 3 第1項第10号から第18号までの特別休暇は、無給とする。
- 4 第1項第1号から第7号まで及び第10号から第12号までの特別休暇の期間等は、正規職員の例による。ただし、第11号の特別休暇の期間については、女性嘱託員が請求した期間とする。
- 5 第1項第16号から第18号までの特別休暇の期間等は、正規職員の職務に専念する義務の免除の例による。
- 6 第1項第8号の特別休暇は、7月1日から9月30日までの間において次の日数を付与するものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	付与日数		
	7月以前任用	8月任用	9月任用
5日以上	5日	3日	2日
4日	4日	3日	2日
3日	3日	2日	1日

- 7 第1項第9号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日

1日	—	—	—	—	—	1日	1日
----	---	---	---	---	---	----	----

8 第1項第13号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	1日	1日	2日	3日	4日	7日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	5日
3日	—	1日	1日	1日	1日	2日	4日
2日	—	—	1日	1日	1日	1日	2日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

(2) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

9 第1項第14号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる

日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 要介護者が1人の場合

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	4日
3日	—	1日	1日	1日	1日	2日	3日
2日	—	—	1日	1日	1日	1日	2日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

(2) 要介護者が2人以上の場合

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

10 第1項第15号の特別休暇は、要介護者の介護をする嘱託員であって、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間（以下「要介護者各々に係る一の要介護期間」という。）に初めて当該休暇の承認を請求した時点において、次のいずれにも該当するものに対して、要介護者各々に係る一の要介護期間において連続する93日（当該期間に係る介護を必要とする一の継続する状態

となった日前において当該嘱託員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあっては、93日からその使用の状況を考慮して別に定める日数を差し引いた日数)の範囲内の期間で付与することができるものとし、その他の要件は別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

(2) 要介護者各々に係る一の要介護期間において初めてこの号の休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれるもの(当該日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。)

(3) 1週間の勤務日が3日以上とされている嘱託員又は週以外の期間によって勤務日が定められている嘱託員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

1.1 前10項の規定にかかわらず、その他特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合は、特別休暇を付与することができる。

1.2 前項の特別休暇の取り扱いは、総務局長が別に定める。

(育児休業)

第14条 嘱託員は、市長の承認を受けて、当該嘱託員の子を養育するため、育児休業をすることができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)における非常勤職員の例による。

(部分休業)

第15条 市長は、嘱託員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該嘱託員がその子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことを承認することができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例に

おける非常勤職員の例による。

(報酬)

第16条 非常勤嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。ただし、月額報酬者その他総務局長が別に定める者については、第2種報酬を支給しない。

2 1週間当たりの勤務時間が29時間である非常勤嘱託員の第1種報酬は、月額170,000円とする。ただし、この報酬額によりがたい場合は、総務局長が別に定める。

3 第2種報酬の額は、非常勤嘱託員の通勤の事情等に応じ総務局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。)第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途における採用又は退職の場合の第1種報酬)

第17条 非常勤嘱託員が月の中途において採用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から採用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬月額から減額する。

2 非常勤嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第18条 非常勤嘱託員が勤務を要する日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第19条 非常勤嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、別に定めるもののほか、第16条第2項に定める第1種報酬額に1.2を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に5.2を乗じて得た数で除して得た額とする。この場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第20条 非常勤嘱託員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表に規定する4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第21条 非常勤嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 公務上の災害又は通勤による災害を受け勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(社会保険等)

第22条 非常勤嘱託員の社会保険等の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に定めるところによる。

(健康診断)

第23条 非常勤嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(委任)

第24条 この要綱の実施について必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年10月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前から施行日以後にわたる期間を任用期間とする非常勤嘱託職員の当該任用期間が満了するまでの間の年次有給休暇については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱第14条第2項の規定は、この要綱の施行の日において同日前から引き続き非常勤嘱託員である者については、その任用期間が満了するまでの間、

なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第6条第2項の規定の適用については、同項中「4回」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	2回
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	3回

3 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第6条第2項の規定の適用については、同項中「満65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	満63歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	満64歳

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日以上	10日	11日	12日	14日	16日
4日	7日	8日	9日	10日	12日
3日	5日	6日	6日	8日	9日
2日	3日	4日	4日	5日	6日
1日	1日	2日	2日	2日	3日

別表第2（第12条関係）

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与する。